◎新潟県告示第510号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第５条第３項の規定においてその届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第３項の規定により、指定情報処理機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　名称を変更する指定情報処理機関

財団法人地方自治情報センター

２　変更後の名称

地方公共団体情報システム機構

３　変更する年月日

平成26年４月１日